

令和6年第4回

月形町教育委員会会議録

令和6年6月20日

月形町教育委員会

令和6年第4回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和6年6月20日（木） 午後4時00分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古 谷 秀 樹
委 員 岸 上 希 央
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 上 葛 隆 治
主 幹 野 本 和 宏
主 幹 加 藤 亮
学務係長 西 川 幸 江
学務係主査 五十嵐 克 成
社会教育係長 今 井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第12号 月形町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第13号 月形町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第14号 月形町立学校における出席停止に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第15号 月形町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について
報告第9号 臨時代理の報告について（月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について）
報告第10号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）
報告第11号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）
報告第12号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）
報告第13号 臨時代理の報告について（月形町文化財保護委員の委嘱について）

報告第 14 号 臨時代理の報告について(月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を
改正する告示の制定について)

報告第 15 号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和 6 年 5 月分・6 月分)について

7 会議の顛末 別紙のとおり

令和 6 年第 4 回月形町教育委員会会議録

(令和 6 年 6 月 2 0 日)

○（古谷教育長）ただいまから令和 6 年第 4 回月形町教育委員会議を開催します。

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

- ・ 今日、小学 6 年生が修学旅行に出かけました。コロナにかかっている子どもが 3 年生に一人います。感染は広がっておらず、兄弟はいますが全員元気で修学旅行に行けて良かったと思っています。
- ・ 昨日、町民の方から私宛に手紙をいただきました。障がいをお持ちの方ですけれども、新篠津のデイサービスに通っているようです。その方から手紙を受けて、中学生の側からすると挨拶をしているという感覚なんですけれども、返事をしないからしつこく「こんにちは」と声かけをするということで、相手の方は、非常に不快であり「注意をしてほしい」という内容で、昨日のうちに生徒へ指導をしまして、昨日は会議のため会えなかったもので、今ほど役場の前で会って「申し訳なかった」と謝らせていただきました。子どもたちからすると悪いつもりでやっていた訳ではないんですけれども、相手にとっては不快ということで注意をいたしました。そのようなことで対応させていただいています。
- ・ スクールランチのご案内をさせていただいたと思いますけれども、7 月 10 日と 17 日ということで、17 日は議会の常任委員会も含めた対応となっています。
- ・ 昨日、人づくり振興協議会に岸上職務代理にも出席いただきましたけれども、月形高校のパンフレットもできまして、来月の 8 日から生徒募集活動に入っていきたいと思います。入学者は昨年の 7 名から 16 名になりましたけれども、増えた中には難しい子どもも二人ほどいまして授業時数も心配されています。

来年も同じくらいの生徒を確保しないと、せっかく増えたのに何もなくなってしまう。その辺りも安達校長としっかりやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(午後 4 時 0 0 分開会)

- ○（古谷教育長）教育行政報告を説明願います。

○（上葛教育次長）1 ページをお開きください。教育行政報告をご説明します。

4 月 24 日から 6 月 14 日までの教育行政報告になります。

4 月 26 日「令和 6 年度第 1 回月形町総合教育会議」を開催し、義務教育学校基本設

計を承認いただきました。

4月30日「月形町PTA連合会総会」を月形小学校で開催し、教育委員の皆様も出席いただきました。

5月1日「第2回町議会臨時会」が開催され、教育長が出席しています。

5月10日「月形町ふれあい大学入学式・始業式」を行い、本年11月までの活動を開始しています。

5月14・15日「第66回全国町村教育長会定例総会及び研究大会」が東京で開催され、教育長が出席しています。

5月20日「地域クリーン作戦」が実施されました。小中高の連携事業として、縦割班となって交流をしながら、町内のごみ拾いを行いました。

5月24日「月形中学校体育大会」が開催され、教育委員の皆様も出席いただきました。

5月29日「第1回義務教育学校開校準備委員会」が開催されました。本年度は学校名や校歌などのソフト面を中心に協議を行っていきます。

6月1日「月形小学校運動会」が開催されました。運動会の開催につきましては、全国的な流れもあり、本町においても午前中の開催となっています。

6月4・5日「第2回町議会定例会」を開催され、教育長が出席しています。

6月10日から13日にかけて4つの各種委員会が開催され、教育長より各委員へのご挨拶と委嘱状の交付を行っています。

説明は以上です。

○（古谷教育長）ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- ○（古谷教育長）「議案第12号 月形町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○（上葛教育次長）「議案第12号 月形町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明します。

議案書3頁をお開きください。

「月形町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第2条第8号の規定により月形町立学校管理規則の一部を改正する規則を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

本件につきましては、昨年の猛暑を受けて全道的に見直しが行われております夏季休業日の期間延長に関するものとなります。議案書19頁をお開きください。表中右欄の改正前、第34条の3第1項第6号では夏季休業日を25日以内、同項第7号では冬季休業日を25日以内、併せて総数50日以内となっております。同表左欄の改正後、第34条の3第1項第5号及び第6号では、期間だけを指定し、日数については同条第4項に規定のとおり、夏季休業日と冬季休業日を併せて56日以内としており、総日数で改正前よりも6日多く休業日を設けることができるようになっております。これによりまして、夏季休業期間を現在よりも長くすることが可能となります。

本町につきましては、既に普通教室や特別支援教室にエアコンを設置しており、冬期における吹雪等の臨時休業による授業時数の確保も懸念されることから、実際の運用につきましては、これまで通りの夏季休業期間とすることで考えています。

このような趣旨を基本として、今回、提案させていただきましたが、今回の改正に併せて、本管理規則全般につきましても見直しを行いました。基本的に内容の変更ということではなく、文言や表現方法等の整理となっております。議案書の10頁から21頁にかけて新旧対照表の下線部分のとおりとなっておりますが、例えば、「各小中学校」を「学校」という名称に統一する、「委員会」を「教育長」に改める、鉤括弧を削除する、各規定の表現方法を道規則に準じるなどの改正となっております。

この新旧対照表を改正文にしたものが、議案書3頁から8頁となっております。先ほどの通り、夏季休業日と冬季休業日の総日数を6日間増やし、夏季休業日の延長を可能にする規定と、管理規則全般に渡って文言や表現方法等の整理をさせていただいたものです。

なお、施行日につきましては、夏季休業日前の7月1日からとなります。

以上、議案第12号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 12 号は本案のとおり可決することにしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（古谷教育長）異議なしと認めます。よって議案第 12 号は本案のとおり可決されまし
た。

- ○（古谷教育長）続きまして「議案第 13 号 月形町立学校職員服務規程の一部を改正す
る訓令の制定について」を議題とします。

上葛教育次長説明願います。

○（上葛教育次長）「議案第 13 号 月形町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の
制定について」をご説明します。

議案書 23 頁をお開きください。

「議案第 13 号 月形町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」
月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 2 条第 8 号の規定により月形町
立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を制定したいので、教育委員会の議決を求
めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

議案書 24 頁をお開き下さい。

先ほどの議案第 12 号の月形町立学校管理規則の一部改正に伴う改正となります。

本服務規程において、学校管理規則を引用している部分があります。先の学校管理
規則の一部改正により条項号が変更となったため、本服務規程で引用している条項号
についても変更するものです。なお、特に内容等の変更はありません。

以上、議案第 13 号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろし
くお願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 13 号は本案のとおり可決することにしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(古谷教育長) 異議なしと認めます。よって議案第 13 号は本案のとおり可決されました。

- ○(古谷教育長) 続きまして「議案第 14 号 月形町立学校における出席停止に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

上葛次長説明願います。

○(上葛教育次長) 「議案第 14 号 月形町立学校における出席停止に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」をご説明します。

議案書 25 頁をお開きください。

「議案第 14 号 月形町立学校における出席停止に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 2 条第 8 号の規定により月形町立学校における出席停止に関する規程の一部を改正する訓令を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

議案書 26 頁をお開きください。

こちら先ほどと同様に、議案第 12 号の月形町立学校管理規則の一部改正に伴う改正となります。

本規程において、学校管理規則を引用している部分があります。先の学校管理規則の一部改正を踏まえ、引用している条項号について修正したものです。なお、特に内容等の変更はありません。

以上、議案第 14 号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○(古谷教育長) ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(古谷教育長) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 14 号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○（古谷教育長）異議なしと認めます。よって議案第 14 号は本案のとおり可決されました。

- ○（古谷教育長）続きまして「議案第 15 号 月形町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）「議案第 15 号 月形町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」をご説明します。

議案書 27 頁をお開きください。

「議案第 15 号 月形町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 2 条第 8 号の規定により月形町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する訓令を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

内容について説明いたします。

議案書 28 頁をお開きください。

こちら先ほどと同様に、議案第 12 号の月形町立学校管理規則の一部改正に伴う改正となります。

本規程において、学校管理規則を引用している部分があります。先の学校管理規則の一部改正を踏まえ、引用している条項号について修正したものです。なお、特に内容等の変更はありません。

以上、議案第 15 号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 15 号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○（古谷教育長）異議なしと認めます。よって議案第 15 号は本案のとおり可決されまし

た。

- ○（古谷教育長）続きまして「報告第9号 臨時代理の報告について（月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について）」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

- （上葛教育次長）「報告第9号 臨時代理の報告について（月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について）」をご説明します。

議案書29頁をお開きください。

「報告第9号 臨時代理の報告について（月形町義務教育学校開校準備委員の委嘱について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書30頁をお開きください。

月形町義務教育学校開校準備委員会設置要綱第3条の規定に基づき、代表者の変更及び人事異動等に伴い、新たな委員の任命を行うものです。

「1 被委嘱者」につきましては、上から順に「福居力哉」、「石川照雄」、「大江由梨」、「島恵司」、「橋本孝博」、「中川克彦」の計6名です。

任期は、「令和6年5月29日から一連の事務が終了するまで」となっており、概ね義務教育学校の開校が予定されている令和9年4月頃までとなります。

以上、報告第9号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- （古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第9号は報告のとおり承認されま

した。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第 10 号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

- （上葛教育次長）「報告第 10 号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）」をご説明いたします。

議案書 31 頁をお開きください。

「報告第 10 号 臨時代理の報告について（月形町学校給食センター運営委員の委嘱について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書 32 頁をお開きください。

月形町学校給食センター設置条例第 5 条の規定に基づき、委員の改選に伴い、新たな委員の任命を行うものです。

「1 被委嘱者」につきましては、上から順に「福居力哉」、「石川照雄」、「島恵司」、「橋本孝博」、「小林嵩平」、「星野舞子」の計 6 名です。

任期は、「令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日」までの 2 年間となります。

以上、報告第 10 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

- （古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 10 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第 10 号は報告のとおり承認されました。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第 11 号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

- （上葛教育次長）「報告第 11 号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）」をご説明いたします。

議案書 33 頁をお開きください。

「報告第 11 号 臨時代理の報告について（月形町社会教育委員の委嘱について）」月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書 34 頁をお開きください。

月形町社会教育委員設置条例第 2 条の規定に基づき、委員の改選に伴い、新たな委員の任命を行うものです。

「1 被委嘱者」につきましては、上から順に「伊藤格」、「尾崎美世子」、「高畠康典」、「梅木悠太」、「安達妙己」、「島恵司」、「橋本孝博」計 7 名です。

任期は、「令和 6 年 6 月 1 2 日から令和 8 年 6 月 1 1 日」までの 2 年間となります。

以上、報告第 11 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

- （古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 11 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第 11 号は報告のとおり承認されました。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第 12 号 臨時代理の報告について（月形町スポー

ツ推進委員の委嘱について)」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

- （上葛教育次長）「報告第 12 号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）」をご説明いたします。

議案書 35 頁をお開きください。

「報告第 12 号 臨時代理の報告について（月形町スポーツ推進委員の委嘱について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書 36 頁をお開きください。

月形町スポーツ推進委員に関する規則第 4 条の規定に基づき、委員の改選に伴い、新たな委員の任命を行うものです。

「1 被委嘱者」につきましては、上から順に「目黒隆紀」、「米倉美雪」、「近藤美樹」、「土佐良子」、「對馬照巳」、「本多大輔」、「佐伯敏之」、「今樹菜」、「佐藤充」、「谷口守」計 10 名です。

任期は、「令和 6 年 6 月 1 2 日から令和 8 年 6 月 1 1 日」までの 2 年間となります。

以上、報告第 12 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

- （古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 12 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第 12 号は報告のとおり承認されました。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第 13 号 臨時代理の報告について（月形町文化財

保護委員の委嘱について)」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

- （上葛教育次長）「報告第 13 号 臨時代理の報告について（月形町文化財保護委員の委嘱について）」をご説明いたします。

議案書 37 頁をお開きください。

「報告第 13 号 臨時代理の報告について（月形町文化財保護委員の委嘱について）」月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものとする。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書 38 頁をお開きください。

月形町文化財保護条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、委員の改選に伴い、新たな委員の任命を行うものです。

「1 被委嘱者」につきましては、上から順に「釣崎等」、「島恵司」、「岩崎奈月」計 3 名です。

任期は、「令和 6 年 6 月 13 日から令和 8 年 6 月 12 日」までの 2 年間となります。

以上、報告第 13 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

- （古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 13 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- （古谷教育長）ご異議なしと認めます。よって報告第 13 号は報告のとおり承認されました。

- ○（古谷教育長）続きまして、「報告第 14 号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）」を議題といたします。

上葛教育次長、説明願います。

○（上葛教育次長）「報告第 14 号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）」をご説明いたします。

議案書 39 頁をお開きください。

「報告第 14 号 臨時代理の報告について（月形町人づくり振興協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について）」

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則第 4 条の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものとする。

本日の提出です。

報告の内容についてご説明いたします。

議案書 40 頁をお開きください。

本件につきましては、月形高校及び生徒の支援をしています同協議会の助成内容の変更となります。

助成区分「5 体験・交流事業」において、合計で 15 万円を限度として助成していたものを「予算の範囲内の額」とするものです。月形高校につきましては、昨年度、ANA と共同によるふるさと納税返礼品の開発や本年度オープン予定の道の駅に係るレストランメニューの開発など、地域と連携した取組を行ってきました。本年度についても、引き続き、同ふるさと納税返礼品の開発及び道の駅のレストランメニューの実現に向け活動を行う予定となっており、更なる地域連携によるまちの活性化も期待されるところです。このようなことから、助成限度額 15 万円を超えて同協議会の予算の範囲内で助成することができるよう改めるものです。

また、もう一つ助成内容の変更があり、41 頁になります。助成区分「13 下宿等費用助成事業」につきましては、昨年度から参加した全国募集となる地域みらい留学に対応するため、生徒の受入にあたり下宿等の費用を支援するものです。保護者の経済的負担を軽減し、全国からの募集を行うための改正となります。

以上、報告第 14 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○（古谷教育長）ただ今説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○（古谷教育長）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第 14 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(古谷教育長) ご異議なしと認めます。よって報告第 14 号は報告のとおり承認されました。

- ○(古谷教育長) 続きまして、「報告第 15 号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和 6 年 5 月分・6 月分)について」を議題とします。

上葛教育次長、説明願います。

○(上葛教育次長) 「報告第 15 号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和 6 年 5 月分・6 月分)について」をご説明します。

議案書 43 頁をお開きください。

「報告第 15 号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和 6 年 5 月分・6 月分)について」令和 6 年 5 月分・6 月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書 44 頁をお開きください。

小学生 80 名、中学生 45 名、全体で 125 名となっており、5 月分及び 6 月分ともに変更はありません。

以上、報告第 15 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○(古谷教育長) ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○(古谷教育長) 質疑なしと認めます。

○(古谷教育長) お諮りします。報告第 15 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

○(古谷教育長) 異議なしと認めます。よって報告第 15 号は報告のとおり承認されました。

- ○(古谷教育長) 「4 その他」について、何かございますか。

○(岸上委員) 昨日の会議で安達校長が話をしていた道教委からの入学者 20 名という

のは、昔そのような話があったと思いますが。

- （古谷教育長）そのように言っていましたけれども、これからの学校づくりの指針という5年度の指針が今年改正になっています。それを今変更すると、どこのまちも怒ってしまいますので、そう簡単にはならないと私は思っています。次の指針の見直しの際に20名という話は出てくるかもしれません。今年の春に指針の改定を行って、10人を2年連続して切ってはいけないとしており、それをいきなり20人というのは。安達校長がどのような状況の中で話をされたかというところではありますけれども、私はそのように考えています。

今年の配置計画が6月に出まして、月形高校は令和7年以降の再編留保ということです。今まで再編留保と書かれていた夕張高校が、最近では20名を超えているので、再編留保という言葉がなくなっています。募集停止になるのが、南茅部高校になりました。奈井江については来年です。今のところは10名を超えればよいとなっています。

今年、高校ではマッチプロジェクトという北海道の3年間の事業に取り組みます。北海道から40万円の助成を受けて活動できます。ただ、生徒が自由に使えるようなお金ではなく、旅費などが対象となります。そのようなこともあり、人づくり振興協議会で支援していかなければならないと考えています。

年間70万円をもらえるコーディネーターも探しています。週15時間を学校で勤務する条件ですが、なかなかいないようです。適任者がいれば教えていただきたい。地域と学校を結ぶコーディネーターとなっています。

- （古谷教育長）以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和6年第4回月形町教育委員会を閉会します。

（午後4時42分閉会）

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和6年6月24日

教 育 長 古 谷 秀 樹